

## 事前評価調書

I 事業概要																																			
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																		
地区名	舟山－1区域（仮称）																																		
事業箇所	額田郡幸田町深溝地内																																		
事業のあらまし	舟山－1区域（仮称）は、愛知県額田郡幸田町の市街地に近接して位置する、がけ高22m、勾配60°の急傾斜地である。被害想定区域内の保全対象には、人家7戸、及び地域防災計画に位置づけられた避難所である南部中学校があり、地域住民から急傾斜事業への要望が非常に強い箇所である。このため、急傾斜地崩壊対策事業にて急傾斜地の崩壊による土砂災害対策を行うものである。																																		
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・人家7戸、地域防災計画に位置づけられた避難所である南部中学校を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 <b>【副次目標】</b> ・なし																																		
事業費	事業費		内訳																																
	1.58億円		■工事費 1.44億円、■用補費 0.01億円、■その他 0.13億円																																
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成31年度																													
事業内容	法枠工等 L=150m																																		
II 評価																																			
①事業の必要性	1) 必要性	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため、早急な防災対策を実施し、保全対象を保全する必要がある。																																	
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 <b>【理由】</b> 急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・法枠工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4"></td> <td>1.58</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	工種区分	調査・設計	←	→			用地補償		←	→		工事 ・法枠工		←		→	事業費（億円）						1.58
			H28	H29	H30	H31																													
工種区分	調査・設計	←	→																																
	用地補償		←	→																															
	工事 ・法枠工		←		→																														
事業費（億円）						1.58																													
2) 地元の合意形成	地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成は図られていると判断する。																																		
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 <b>【理由】</b> 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																	
III 対応方針																																			
妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																			
■対象（事業完了後5年目） □対象外																																			
<b>【主な評価内容】</b> ・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																			